

# 事務所通信

澤口会計事務所

5月号

2014年 4月30日

武蔵野市境2-13-4 コスモス2F

TEL 0422-90-7774 FAX 0422-77-9600

E-mail sawaguchi-kaikei@parkcity.ne.jp

税理士 澤口 豊

## <税制改正～給与所得控除～>

平成 25 年から給与収入が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額(以下、「概算控除」)の上限額は 245 万円になりました。これについて平成 28 年は 1,200 万円を超える場合 230 万円、平成 29 年以後は 1,000 万円を超える場合 220 万円となります。諸外国における概算控除の上限額に比し過大であり、また、実際に発生する勤務費用に対しても相当大きいということが理由です。

ちなみにフランスの上限額は 12,000 ユーロ(約 170 万円)、ドイツは 1,000 ユーロ(約 14 万円)です(現時点での為替相場による)。日本と同様、概算控除に代えて実額での申告が認められています。イギリスには概算控除がありません。給与から所得税が源泉徴収され申告不要ですが、実額控除として認められている支出があれば確定申告をして税金還付を受けることが可能です。

日本での概算控除の最低保証額は 65 万円であり、これも諸外国に比べ大きい金額です。日本でも概算控除に代えて実額経費で申告することは認められていますが、実額での申告が殆どないのは概算控除が大きいことが原因です。

## <税制改正～雑損控除の損失金額の算定方法の見直し～>

生活に通常必要な資産(自宅、家財など)について、災害、盗難、横領による損失が生じた場合には所得控除が認められています。

雑損控除として控除できる金額は次の(1)(2)のいずれか多い方の金額です。

(1)※差引損失額 - (合計所得金額 × 10%)

※差引損失額 = ①損害金額 + ②災害関連支出の金額  
- ③保険金等で補てんされる金額

- ①損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害額
- ②災害により滅失した住宅、家財などを取り壊し又は除去するために支出した金額
- ③災害に関して受け取った保険金、損害賠償金など

(2)災害関連支出の金額 - 5 万円

改正内容は、上記算式の(1)①の「時価」を実際の取得価額に基づいて計算した金額に置き換える

ことができます。取得価額に基づいた損害金額の計算式は以下です。

$$\text{損害金額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

「振り込め詐欺」による被害が後を絶ちませんが、残念ながら詐欺による損害は雑損控除の対象になりません。なお所得があつての控除であり、被害にあう方の多くは所得のない高齢女性なので、仮に詐欺が控除の対象となっても恩恵を受けられる方は少ないと思われます。

#### <税制改正～居住用財産の買換特例～>

以下の要件を満たす居住用財産の買い換えをした場合には課税繰り延べの特例の適用を受けることができます。

##### (1) 譲渡資産の要件

- ① 居住期間 10 年以上
- ② 譲渡の年の 1 月 1 日における所有期間が 10 年超
- ③ 譲渡対価 1 億 5 千万円以下

##### (2) 買換資産の要件

- ① 譲渡の年の前年 1 月 1 日から譲渡の年の翌年 12 月 31 日までに取得
- ② 建物の床面積 50 m<sup>2</sup>以上
- ③ 中古マンションの場合は築 25 年以内(木造は制限なし)

本特例は平成 25 年 12 月 31 日までの時限措置でしたが、上記(1)③の要件を 1 億円以下とし、平成 27 年 12 月 31 日まで延長します。

買換資産の価額が譲渡価額を上回る場合、納税はありません(申告は必要)。

買換資産の価額が譲渡価額を下回る場合は、差額分について税額が生じます。

例えば譲渡価額が 1 億円(取得費 1,000 万円)、買換資産の価額が 8,000 万円であれば差額の 2,000 万円について税額の計算をします。計算式で示すと以下の通りです(譲渡費用は割愛)。

$$\begin{aligned} & (1 \text{ 億円} - 8,000 \text{ 万円}) - 1,000 \text{ 万円} \times (1 \text{ 億円} - 8,000 \text{ 万円}) / 1 \text{ 億円} \\ & = 1,800 \text{ 万円(譲渡利益)} \end{aligned}$$

なお買換特例の適用を受けた資産を売却する場合、実際の取得費を使用して譲渡所得の計算をすることはできません。仮に買換資産を 6,000 万円で売却した場合、実際の取得費を使えば(6,000 万円 - 8,000 万円)で損失となりますが、前回の税額計算で買換資産の取得費を使ってしまっているのでここではそのまま使えません。

これについての計算式、譲渡利益は以下です。

$$\begin{aligned} & 6,000 \text{ 万円} - 1,000 \text{ 万円(前回売却した資産の取得費)} \\ & \quad \times 8,000 \text{ 万円(実際の取得費)} / 1 \text{ 億円(前回売却額)} \\ & = 5,200 \text{ 万円(譲渡利益)} \end{aligned}$$

合計での譲渡利益は 7,000 万円(1,800 万円 + 5,200 万円)です。

2 回分の譲渡利益を一括して計算すると以下です。

$$(1 \text{ 億円} - 1,000 \text{ 万円}) + (6,000 \text{ 万円} - 8,000 \text{ 万円}) = 7,000 \text{ 万円}$$

買換特例を適用した場合の合計利益金額と一致し、辻褄があいます。買換特例を適用しなければ最初の譲渡で大きい利益(9,000万円)が発生し、納税額も高額になります。買換特例の適用により納税が先送りされたことがわかります。

買換特例を適用して取得した資産を譲渡した場合、実際の取得費でなく上記計算をしなければならぬので失念しないよう注意が必要です。買換特例を適用した場合の情報は永久に税務署で保存管理されています。そのまま計算して申告をすると申告後に指摘され追加納税が生じます。相続した特例適用財産を譲渡する場合も引き継いで計算しなければなりません。親が特例適用を受けていないか確認する必要があります。申告書がないなどわからない場合は税務署に問い合わせれば取得費の情報を入手することができます。

#### <税制改正～居住用財産の損失申告～>

所有期間5年超の居住用財産を譲渡して譲渡損失が生ずる場合で一定要件を満たす場合には、給与等他の所得との損益通算が可能です。

平成25年12月31日までの措置でしたが平成27年12月31日まで2年間延長されます。

なお規定の詳細については昨年12月号で記述しています。

#### <5月の税務など>

- |   |                     |
|---|---------------------|
| ・4月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付                     | 納付期限 5月12日(月)       |
| ・3月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)                     | 申告期限 6月 2日(月)       |
| ・9月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)                     | 申告期限 6月 2日(月)       |
| ・消費税の年税額400万円超の6月、9月、12月<br>決算法人・個人事業者の中間申告 | 申告期限 6月 2日(月)       |
| ・確定申告税額の延納届出による延納税額の納付                      | 納付期限 6月 2日(月)       |
| ・自動車税の納付                                    | 5月中において都道府県の条例で定める日 |
| ・個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の<br>通知              | 6月 2日までに通知          |

#### <あとがき>

目黒のお客様宅にお伺いした際、丁度桜の時期であったので帰りしな花見をしようと目黒川に向かいました。桜の名所として有名、一度訪れたいと思っていました。東急目黒線の不動前駅で下車、高架の線路沿いに少し歩くと山手通りに出ます。直線的に行くことができず、山手通りを左折、100m程先の横断歩道を渡りまっすぐ行くと目黒川に到達です。駅から徒歩4、5程です。ここから川沿いに中目黒方面へ。川の両岸、沢山の桜が咲き誇るのは良いのですが、ビルなどの建物に囲まれ、護岸工事が施された人工的な目黒川は残念です。水辺の桜であれば千鳥ヶ淵が数段上と感じました。川沿いの側道は平坦で歩きやすいですが、所々幹線道路を渡らなければ先に進めない点が難点でしょう

か。ゆっくり散策しながら中目黒駅まで1時間と少々かかりました。

中目黒駅から渋谷駅で山手線に乗り換えましたが、長くわかりにくいこの乗り換えには毎度閉口しています。

